

地域のスポーツクラブ等代表者説明会

1. 開会
2. あいさつ
3. 中学校部活動の地域移行の趣旨
4. 休日における中学校部活動の地域移行(段階的移行)
5. 受け入れ可能なクラブ及び保護者主体のクラブの状況確認
6. クラブを実施する際の留意点とお願い
7. 令和8年度以降の展開について
8. 参加者からの質疑
9. 閉会

中学校部活動の地域移行について

七尾市教育委員会事務局 教育総務課

部活動の状況

○学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、スポーツ・文化 芸術振興を担ってきた。

○体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の醸成など、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。

○部活動

(2025年5月1日現在)

学校名	生徒数	加入者数	加入率	部活動数	外部指導者数 (部活動指導員含む)
七尾中学校	430名	314名	73%	18部 (運動15,文化3)	17名
七尾東部中学校	348名	262名	75%	18部 (運動16,文化2)	11名
能登香島中学校	172名	133名	77%	10部 (運動 8,文化2)	5名
中島中学校	70名	55名	78%	5部 (運動 4,文化1)	5名

- ・希望加入制 (令和5年度から)
- ・週4日 (平日3日、休日どちらか1日)

中学校部活動の地域移行（地域展開）の趣旨

- 急激な少子化が進む中、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実を図る。
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携し、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障する。
- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出する。

国の方針

令和4年12月

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】



- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※Ⅰは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。Ⅱ～Ⅳは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

Ⅰ 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上以上の休養日の設定(平日1日、週末1日)
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

Ⅲ 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

Ⅳ 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者の二ーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・ 全国大会の在り方の見直し(開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等の二ーズに対応した機会を設ける等)

休日における中学校部活動の地域移行（段階的展開）

○部活動の地域移行について、地域の実情を考慮し、段階的移行として、休日の中学校部活動を停止し、休日の活動を地域クラブに移行する。

〔休日に開催される大会や練習試合の参加については、部活動として認める。〕

○活動場所の支援として、中学校体育施設の利用において、クラブ活動優先とし、提供する。

クラブ活動優先日：水曜日、土曜日

【週単位の活動イメージ】

	月	火	水	木	金	土	日
現在	休養日	部活動	休養日※	部活動	部活動	部活動	休養日
令和8年度	休養日	部活動	クラブ活動	部活動	部活動	クラブ活動	休養日

※水曜日は、全学校統一の休養日であるが、一部の学校では施設使用の調整のため部活動を行っている。その場合、別の曜日が休養日になっている。

部活動と地域クラブ活動との比較

	部活動	地域クラブ(保護者主体含む)
位置付け	学校教育（教育課程外）	社会教育（スポーツ・文化芸術）
運営主体	学校	任意団体
指導者	教諭（部活動指導員）	個人
指導者報酬	- 顧問 - 平日：時間外なし - 休日：部活 2,700円／回 - 対外運動競技 5,100円／日 - 部活動指導員 1,600円／h	有償（月謝から捻出）
参加者	当該学校の生徒	制限なし（一部のクラブで制限あり）
練習場所	学校施設（社会体育施設）	社会体育施設（学校施設）
費用	部費	月謝・年会費
保険	災害共済給付制度(学校で加入) 適用範囲：学校管理下 920円/年 学校におけるケガなどに対応のため、今後も加入必要	スポーツ安全保険（別途必要） 適用範囲：団体管理下（個人練習はオプションで可） 800円/年（個人活動含む場合1,450円/年）
日程	学校がテスト期間、行事により日程調整	指導者が調整（各学校へ情報収集）
その他	ボールなどの道具（学校） ユニフォーム（学校）	ボールなどの道具（クラブ） ユニフォーム（クラブ）

小学生対象のスポーツ教室と同等のものを中学生対象として創設するイメージ

部活動を地域クラブ等に移行時の課題

【市】

・指導者の確保

※教師についても、休日クラブ活動を“指導したい”または“指導してもよい”割合は、小中で14%(36人)

※教師が行う場合、兼職兼業の許可

・練習場所の確保

※17時以降の練習となることが想定されるため一般・小学生対象スポーツ教室の練習と重なる

・吹奏楽部は楽器の管理（学校備品）や移動方法（楽器輸送）

【保護者】

・参加者費用負担（小学生対象のスポーツ教室と同じ）

・練習場所までの交通手段

【その他】

・県中体連の大会（全中大会予選）に令和5年度からクラブが出場できるようになったが、競技種目によって基準が異なるため、確認が必要である。

地域クラブを実施する際の留意点とお願い

○スポーツ安全保険に加入

学校が加入している学校安全会対象外であり、安全面の保障として加入する。(指導者本人も含む)

○生徒の健康・安全に配慮した適切な指導

暴言・暴力・過度な指導・ハラスメント等の行為を根絶する。

○原則、休日の活動は土・日曜日のどちらかを休養日

平日の活動も可能であるが、生徒の過度な負担にならないよう配慮する。

活動時間: 休日3時間程度、平日2時間程度

○公認スポーツ指導者資格取得を目標

JSPO(日本スポーツ協会)の指導者資格を取得する際、必要とされる経費の助成として、新たに資格を取得する場合、市が助成する。

交付対象経費: 1/2(上限2万円)

※更新時は個人負担とする。

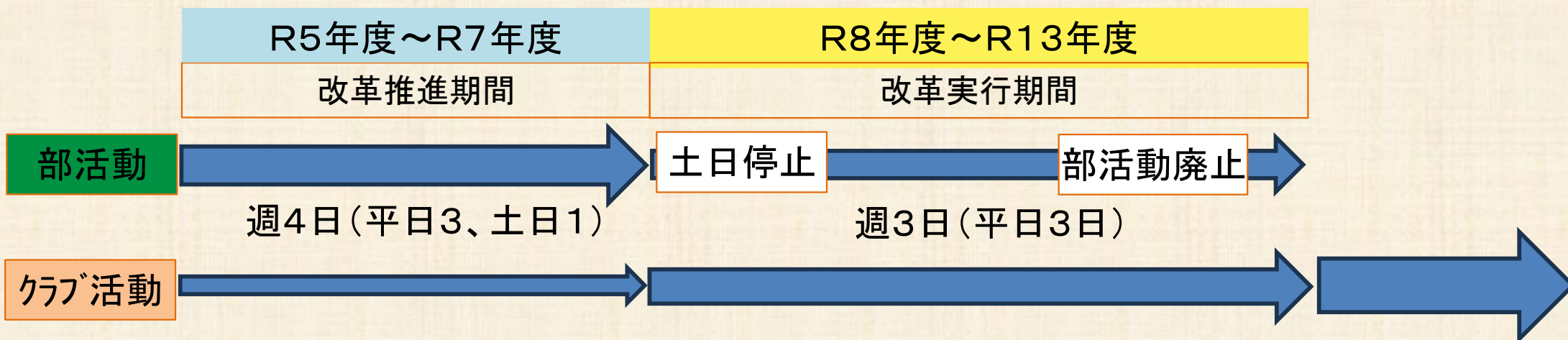
※詳細は別紙添付の指導者資格取得等助成金交付要綱参照

○教師が指導を行う際の手続き

現在顧問を務めている教師が、休日のクラブ活動の指導を引き続き行う場合は、本人の意思を尊重しつつ、市教育委員会に兼職兼業の許可を得る。

今後の展開について

○部活動完全地域移行に向け、令和13年度末を目途として、学校、保護者、生徒の声を聞きつつ、スポーツ協会、競技団体、地域スポーツクラブ等関係機関と連携・協議を続け、指導者確保及び資質向上、経費、交通手段、練習場所など環境整備を図り、円滑な移行に努める。



○今回の中学校部活動の地域移行は目的ではなく、目的は現在の部活動が従来通りの体制で運営できないようになって、子どもたちの活動機会を確保、保障するためのものである。

その目的を達成するための手段(方策)であり、その段階的移行として、まずは休日における部活動の取組みを図るものである。